

八戸市地方就職支援金のご案内(学生向け)

東京圏の大学生・大学院生の皆さんへ

東京圏 から 八戸市 への
就職活動に要した 交通費 と
就職・移住に要した 移転費 を支給します!

交通費 最大 17,000 円 支給

移転費 最大 108,000 円 支給

対象

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに
4年以上在学する大学生・大学院生

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※上記以外にも対象者要件があります。詳しくは裏面をご確認ください。



制度に関するお問合せ先

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館5階）

☎ 0178-43-9038 / ✉ sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

制度の詳細はこちら

制度の詳細や
申請書類の
ダウンロード
はこちらから



八戸市地方就職支援金の支給金額・対象者要件

支給金額

1. 交通費 17,000円上限

- ・ 東京圏から八戸市内に所在する企業又は官公庁(国及び県の機関を除く。)(以下「企業等」という。)が開催する採用面接等の会場までの往復の交通費の2分の1以内の額
 - ・ 鉄道、航空機、高速バスまたは船舶の利用に係る交通費が対象
 - ・ 企業等から交通費が支給される場合は、当該金額を除いた交通費の2分の1以内の額
- ※ 企業説明会やインターンシップ、内定後の懇親会等に係る交通費は対象外

2. 移転費 108,000円上限

- ・ 八戸市へ移住するために要した移転費(引っ越し費用)の額
- ・ 企業等から移転費が支給される場合は、当該金額を除いた額

主な対象者要件

1. 移住元に関する要件

- ・ 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了している。(交通費については、在学中(卒業・修了見込み)の場合も対象。)
- ・ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住している。

2. 移住先に関する要件

- ・ 八戸市内に移住している。(交通費については、八戸市内に所在する企業等に就職することが内定している場合も対象。)
- ・ 支援金の申請時において、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。(在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。)
- ・ 八戸市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有している。(在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に八戸市内に所在する企業等に就職し、八戸市に移住する意思を有していること。)

3. 就業先に関する要件

- ・ 勤務地が八戸市内に所在する企業等に大学等を卒業・修了してから1年以内に就職している。
- ・ 交通費においては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。

4. 就業条件等に関する要件

- ・ 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業である。(在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。)
- ・ 八戸市外への転勤がない勤務地限定型社員としての採用である。(在学中に交通費を申請する場合は、八戸市外への転勤がない勤務地限定型社員として採用予定であること。)

上記以外にも要件がありますので、支援金の申請をご検討の場合は、必ず申請前に八戸市商工労働まちづくり部産業労政課までお問い合わせください。